

北本市空家等対策計画（素案）に対する意見一覧
パブリックコメント結果の公表

意見内容

北本市では平成17年をピークに人口は減少傾向となっているにも関わらず、その後も住宅総数は増加の一途であり、今後も新たな空き家が発生し続けることが容易に推測できます。普段、市内で生活し市内の各地を歩くにつれ、人口が減少しているにも関わらず、北本の良さのひとつである自然や緑がなくなり、そこが宅地となり新たな住宅が建築されていくというのは、経済活動の自由をはじめ法令上も制限をかけることは難しいということは理解しつつも、貴重な自然の保護、資源の無駄遣いという点でも市民感覚としては納得がいかないというのが率直な実感です。

今後、今回の対策計画の立案をスタートに、空き家対策を推進して空き家を丹念に解消していったとしても、空き家の解消の難しさの性格上、解消のペースよりも今後も住宅の増加ペースのほうが上回るであろうことも想像がつくものです。

北本の良さのひとつは自然や緑であり、そうした良さを守ること、そして空き家対策推進のためにも、新たな住宅着工を制限するようなくみを構築していただきたい。北本の良さを守ることが、北本への人の誘引となり、そしてそれが空き家対策にもなると思います。

また、空き家対策には「空き家になってしまった建物についての対策」と「空き家になる前の発生未然防止」とがあると思います。その中でこの対策計画には「既に空き家になってしまった建物」についての記載が中心であり、他方の「空き家の未然防止」は記載がありません（前者の対策内容も迫力不足であると思います）。空き家になってしまった建物にはそれぞれ空き家になった理由があり、その理由を一つひとつひも解いて解決していくのは容易ではなく、自ずと対策を推進したとしても減少ペースは大変緩やかなものになると思います。しかし、前述のように今後も人口減少が進む一方で住宅着工が進む状況では、それを上回るペースで空き家が増加していくことが予想され、そこで大切になってくるのが「空き家の未然防止」であると思います。「高齢になったから息子の家に転居する」「病気になったら介護施設に入所する」等々。ひとり暮らしのお宅に対するアプローチも含めこうした世帯を空き家になる前に把握し、利活用や処分の方法を提案・案内し、管理不全空き家の発生を未然に防止する活動が既に空き家となった建物に対する対策と並行して求められると思います。

そして、そのような世帯を把握するために、常日頃から市民と接し、その状況を把

握している民生委員の方々や地域金融機関と連携した取り組みが必要と思います。(1) それらのネットワークを使い、そうした状況の世帯に問題を投げかける⇒(2)意識を喚起し、空き家の利活用や処分について案内・提案する⇒(3)同意を得、実行する。空き家発生の未然防止は、空き家を削減させていくためには必須であり、ぜひ空き家発生の未然防止を図る取り組みもこの対策計画の内容に盛り込んでいただきたいと思います。

市の考え方

本計画は空家等対策の推進に関する法律（以下、法といいます。）第6条に基づいて策定するものです。

空家等とは法第2条で「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」と定義されており、本計画は主に空き家等となっている建物の対策についての計画になるため、原案のとおりといたします。

ご意見のありました、新築住宅の建築を制限することについては、現行法では難しいところですが、空き家になる前の未然防止は空き家対策として有効な手段であると考えております。

空き家の増加抑制についての具体的な方策は今後、検討してまいります。

【参 考】

空家等対策の推進に関する特別措置法

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。